

○議長（一條 光君） 通告11番、9番工藤清悦君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔9番 工藤清悦君 登壇〕

○9番（工藤清悦君） それでは、あの通告しておりました協働のまちづくりということで、一般質問をさせていただきたいと思います。

町長は就任以来、人と自然に優しいまちづくりを目指して、自然との共生、町民との協働、三極自立を理念に置きながらまちづくりに取り組んでこられました。とりわけ町民との協働については町民参画を促すために、各種研修会や町民提案型事業を推進しながら町の活性化にみずから取り組む新しい動きが出ていることに対し、大変喜ばしいことだというふうに思っております。また、美しいまちなみづくり事業のドイツ研修などで人材育成を進めながら善意と資源とお金が循環する環境を創出しようとしております。今後、行政と町民が協働して行政課題の解決や、町民が生きがいを持って生活できるまちづくりを進めていくのかを伺いたしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 協働のまちづくりにつきましては工藤議員が長年取り組まれて、ご努力をされてきた分野でもあろうかと思えます。今ご質問にありましたように市民活動講座、そして町民提案型まちづくり事業、ドイツ研修といった形でまさにこの市民力の強化というところに取り組んでまいっているわけであります。11月には商工青年部が企画をいたしました、かみミュージックフェスタ、350人以上の方々がバツハホールにおいでになって大変すばらしい演奏会だったと、そしてその企画を通して、そして実証を通してですね、商工青年部の方々が力をつけられたんじゃないかというふうに私は思っております、非常にすばらしい事業だったと次につながる事業だったというふうに思っております。また、12月3日には出会い・ふれあい・支え合いということでボランティアの皆さんが現在この加美町に被災地から移り住んでいらっしゃる方々をお招きしまして、一緒に餅をついたり、食べたり、また皆さんのご苦勞を聞いたりというふうな企画をいたしましたけれども、これも私も直接避難されてきている方々からの声を聞く機会になりましたので、大変これもよかったなというふうに思っております。そのほか3事業についても今進行中というふうに聞いておりますので、大変うれしく思っております。

市民活動講座につきましては17名の方が参加をしてNPO等のもので、設立、そして具体的

な課題解決に向けた活動の勉強をしているということ、これもまた大変いい流れで来ているのではないかというふうに思っております。ドイツ研修に参加された6名も、先般報告会も開きまして、さらにこれから具体的に学んできたことを地域に生かしていこうというふうな意欲に燃えておりますので、これも実施してよかったなと思っております。まあこういったことを通してですね、市民力と言われるものをつけていければ地域の活性化につながっていくのだろうというふうに思っております。

また、この課題解決は何もこの地域、いわゆる市民力、いわゆる市民活動だけが担うわけではございません。既にですね、地域の皆さんが担ってきたわけです。ただ、少子高齢化に伴いその地域力が低下していると言われてもおりますので、やはりこの市民力の育成ということは当然大事になってくるわけですけれども、地域の皆さん方も頑張っておられますし、町としてもそういった取り組みも行っているところであります。月崎地区におきましては、県の事業といたしまして集落力向上支援事業に取り組んでおります。この事業は人口減少や高齢化の進行に伴い集落機能が低下し集落の維持存続が困難な集落に対して、集落やコミュニティーの活性化に向けた取り組みを支援するものでございます。宮城大学地域連携センターの指導によりまして平成23年度に活性化ビジョン作成に向けた基礎調査を行い、本年度はその基礎調査をもとに活性化ビジョンを作成することにしております。この事業ですと、事業ではこの集落で定期的に話し合いの場を設け、地区住民みずからの手でアンケート調査、地域支援調査、組織活動調査などを行い、最終的に先ほど申し上げた活性化ビジョンを作成することになっております。また、来年度に向けて現在町では各コミュニティーがですね、アイデアと意欲に基づいて使えるような総合補助金制度、まあこんなことも今導入に向けて検討を進めているところであります。

以上のように市民活動そして地域に根差した地域の皆さん方の活動を通して、町にありますさまざまな課題、こういったものに取り組んでいくことによって、善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまちづくりが進んでいくんだろうというふうに思っておるところでございます。

また、一つだけ加えさせていただきますけれども、まあエネルギーに関しましても現在地域エネルギー活用調査企画事業というのも行ってございまして、宮崎、小野田、中新田の住民6人が委員となって、現在調査、ワークショップなどに協力をしてるということも申し添えさせていただきます。以上でございます。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 町長、あのまちづくりの理念の中の3本柱の中である、町民との協働の中で、平成23年の9月定例会で所信表明の中でなんですけれども、町民との協働ということを推進するために、まちづくり基本条例を制定していきたいというふうに述べられております。

この点について町民との協働を推し進める上でも非常に大切な条例なのかなというふうに理解しておりますけれども、進捗状況またはこれからの進め方についてお伺いをしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 平成23年でございますね。はい。まちづくり基本条例、いわゆる住民自治基本条例ということでございますけれども、まだこれは着手をしておりません。具体的には進めておりません。現在ですね、まちづくり基本条例検討プロジェクト、例の18プロジェクトですね。1人1プロジェクトの中で検討しているところでありますから、12月11、12日のプレゼンテーションでまあどのような発表がされるのか、それを受けてこれから地域住民と一緒に策定に向け取り組んでいくということでございますので、今はまだ準備段階ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 町長、協働のまちづくりの中で、さまざまな機会の中で町長はそのNPO法人、結局その特定非営利活動法人を結成を促進して一緒にやりましょうと。というようなお話を常々おっしゃっておりますけれども、私も勉強不足で申しわけないんですけれども、加美町に幾つあるというふうに把握しておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） はい。むしろ工藤議員のほうが詳しいんじゃないかと思っておりますけれども、私が知っている限りでは3つ、4つですか、あっ。やくらい百姓塾ありますからね。4つということでございます。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 4つあるということで、私がかかわっている部分が若干と、あと、町長がかかわっている部分を除くとあと2つしかないということなんですけれどもね。私もそのNPO法人が大事なだろうと、これから行政のパートナーとして大事なだろうと考えておりました。特に町長が立ち上げているNPO法人に関しては、検索させていただきますと、非常に崇高な目的でやっておられるということで、設立当時、平成21年に設立したというふうに今まで聞いておりましたけれども、この法人は加美町の安心と優しさ、希望と元気に満ちた持続可能な地域にするために、互いに力を合わせ知恵を出し合い、時間と才能を分かち合い、介護、

福祉、環境、食文化などの地域活性化づくりに取り組むということで、非常にその効果の高いことで認識されている団体だというふうに検索でわかりました。ただ、町長、NPO法人のことで一番ご存じだと思うんですけども、NPOの促進法の中で、政治活動していいのかどうかということは実際だめだということなんですけれどもね。これがヒットするのが、検索でヒットするのが2番目なんです。そしてNPO法人一隅舎で一番最初にヒットしてくるのがこれなんですよ。あの町長、事務所に帰られて家でもいいですから、NPO法人一隅舎と入力すると一番最初にこれ出てきますから。結局NPO法人って政治活動してだめなんじゃないかというふうに思うんですけども、その辺についてはどうなんですかね。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） NPO法人自身では、ホームページというのは持っていないんですね。ですから、NPO法人からそのページにリンクをしているわけではないんです。ただ当然、私もただそこ詳しく見ないとわかりませんが、恐らくNPO活動をしていることについて、経歴の中に恐らく載っているんだろうと思います。そうしますとですね、当然それは検索をすれば、そのページも出てくるということだと思います。NPO法人のホームページがあって、その中にそういったものが入っていると。それが直接リンクされているということであれば、これは問題かもしれませんが、そういうことではないということをご理解いただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 確かにこれ、一番最初に出てくるのはこれなんですけれどもね。これ町長のオフィシャルブログということで出てくるんですよ。まあ確かに町長が言うように一隅舎という部分でヒットするとこれが出てくるんですよ。ただ、町長がこれからNPO法人をやる、またはその一隅舎がこれから続けていくためにも、やはりNPO法人一隅舎を検索したときに一番最初にこういうことが出てこないように、ひとつやっぱり町長自身で工夫をすべきでないかというふうに思います。

あともう一つ。きのう一隅舎のいろんな活動を勉強したいなと思って事務所をお訪ねしました。玄関あけて一番最初に目に入ってくるのが町長のポスターですよ。私は、あのくれよんというところは、一隅舎の活動拠点だと思っております。そういうところに、些細なことかもしれないんですけども、やっぱり今後NPO法人がこれから町民の皆さんの力を合わせてやるときに、そういうことを今、課長さんたち座っていますけれども、それぞれのセクションでNPO法人とかかわりがある、出てくる可能性があるわけですよ。その政治活動を、インタ

一ネットでヒットしたと言いますけれども、事務所自身に、私びっくりしたんですけれども、初めて行って。その点に関してはどうお考えになっていますか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私自身が張ったものではないわけですがけれども、恐らくこれは以前に働いていましたので同僚が張ったものだと思っております。これは不適切であれば取るように言います。私今、全くそこで働いているわけではありませんので、その事実が今お聞きして、ああそうなのかというふうなことがわかりました。まあこれは外すように伝えたいと思っております。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 働いていませんからって町長言いますけれどもね、今登記上は理事におなりになっているんですよね。無限責任者ですよ。もちろん、会議等もくれよんの事務所でやっておられるわけですから、私が張ってなかったというだけではですね、玄関から入って目につかないわけではありませんので、ひとつその辺も価値あるNPO法人一隅舎をやっているわけですから、ぜひ周りから何だりかんだり言われないうにひとつご配慮いただければというふうに思います。

私きのう、一隅舎の事務所のほうにお伺いした理由は、総会資料を見せていただけませんかというような用件で行かせていただきました。理事会にかけないと出せませんとかてなことをお話受けたのですけれども、実際NPO促進法からすれば全ての方々に情報を開示しなくちゃならないわけですよね。私、今監査委員の立場でさまざまな情報を知り得たわけじゃなくて、県のほうに行ってですね、資料を見せていただきました。実際、本来であれば4月1日から活動して3月31日に終わって、県には、県といいますか、環境生活部共同参画社会推進課にはですね、事業年度が終わってから3カ月以内に本来であれば事業報告する必要があるのですけれども、どうもその平成21年度に関しては10月、本当は6月いっぱい出さなきゃならないんですけれども、平成21年に関しては10月。平成22年に関してはですね、12月。平成23年度に関してはまだ提出されていないと。やはりその余裕ある活動をNPO法人やっているわけではありませんので、なかなかその事業運営が大変だと思います。ただやはり、そのきっちり責務を負うためにはですね、やはり忙しい中にもそういうことはきっちりやっていかななくてはならないだろうと。やはり今後町長が進める上でのNPO法人の方々に力をかりるといったときに、そういった忙しい中で活動していただいているわけですから、行政として支援なり指導をですね、だめだよという指導でなくて、こうすればうまくいくよという

ようなことを考えていただけるかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、先ほどのことをちょっとだけお話ししますけれども、特定非営利活動促進法によりますとですね、候補者、その当時私候補者だったわけですがけれども、候補者もしくは公式なるものの指示をすることを目的とするものでないこと。ですから、それはまあ当然、そういったことを目的にして設立したものではないということをご理解いただきたいと思います。

それから、町としましては先ほども申し上げましたように、皆さんこれは初めて行うことでございます。市民活動ですね。まあ、私も初めて行ったわけですがけれども、そのために5回シリーズの市民活動講座というものを開きまして、そして基本的な知識をきちっと皆さんに身につけていただくと。そして、これ第1弾でございますから来年度につきましても講座を開設しましてですね、皆さんが具体的に実際NPOを設立して、そして活動ができるように、また困ったときには相談に乗れるように、そういったことですね、協働のまちづくり推進課ということも立ち上げた。これも命名性に当たっては工藤議員からですね、協働という名前をつけるべきだというようなご提案もあったと聞いておりますから、名づけ親のお一人だと思っておりますので。そこがですね、窓口になって協力をしていくというふうにご考えておるところでございます。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） あの平成21年の4月から活動なされているというようなことで、前にも申し上げましたけれども、非常に私も興味を持ちながら遠巻きにですけれどもね、活動を見させていただきました。そういった中で平成21年4月14日に設立総会を開いたと思うんですけれども。このときの、町長、総会でですね、総会で理事長になられるんでないんですけれども、理事会の中で理事長になられるわけですがけれども。総会の中では役員報酬というのは誰もとらないというふうな決定で推移してきたということでもあります。当時、平成21年のことですから、私もそのいろいろ興味を持ってかつて勉強させていただきました。12名の理事、2名の監事ということで役員名簿、もちろん法務局にこれ出すわけですがけれどもね、そのときは役員の方々、理事も監事もその報酬はないというふうなことの総会の決議だ。決議っていうか結果だったんですけれども、町長、本当にそのずっと報酬いただいていたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員が何をお話ししようとしているか私はわかりません。私ですね、親からこう教えられたんですね。世の中には3種類の人間がいると。一つは手を差し伸べる人間、一つは見て見ぬふりをする人間、もう一つは足を引っ張る人間、私は手を差し伸べる人間になりなさいというふうにご子供のころから親から教えを受けています。私の前の仕事について今ご質問になっています。事前の通告もありませんし、こういった場でそういうことについてご質問があり、それにお答えするというのは私はふさわしいとは思いません。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 町長はですね、就任当時、まあこれは選挙戦もですけども。自然との共生、町民との協働、三極自立で選挙戦を戦ってきたわけですよね。そういった中で、まちづくりの基本はこの3つだと言いながらですよ、自分の仕事は前のことだし、足を引っ張るから答えられないという話ではないと思いますよ。これは町民と町長の信頼関係にかかわる問題ですから。町長と町民が信頼なかったら町長が幾ら協働のまちづくりと言っても、町民の方々が理解しないと思いますよ。そう思いませんか、町長。通告もありませんでしたと言いますが、実際ですね、じゃあお伺いしますけれども。何できのう私が事務所にお伺いしたときに平成21年度総会、平成22年度総会、平成23年度総会いただけないんですか。公開の義務があるはずだと思いますよ。やっていないからではないですか。そういう運営をしながら町民に協働のまちづくりと言うのは、私はおかしいと思いますけれども。町長、お答えください。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） どこのNPOでも定められている資料は県に提出しておりますので、県でござらんになっていただければいいと思います。どこの団体であろうと、全て誰に対してもお見せいたしますということは、私はそれはおかしいのではないかと思います。以上でございます。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） いいですか、町長。3本柱の1つの協働のまちづくりですよ。町民との協働。そういった中で、今まで町長が活動してきたことを胸を張って議会で言えないということはどういうことなんですか。きっちりやっぱり話ししてくださいよ。我々は信頼関係でこうやって議論しているわけですから。お願いします。

進めますけれども、今までですね、総会もしないでさっき町長は県に行って調べてくださいと、確かに私もらってきました。平成21年度、平成22年度事業報告ですよ。平成23年度はいまだに出ていないと。6月まで出さなきゃいけないのにね。だから、町で協力できることありま

すかと聞いたわけですよ。町長のとこだけのNPO法人だけじゃなくて、これからつくろうとする方々にもですよ。そういった中で、総会も開かないで県に出す。税務申告、要するに事業報告、決算を税務署に出す、これは本当の決算書なんですか。事業報告なんですか。お答えください。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 全くですね、そういった議員がどこから情報を得たかはわかりませんが、そういったことについてはこの場で回答する義務はないと思っています。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 聞いた話というは12番の米木議員から怒られるんですけどもね、うわさ話ではなくてこの議員の中にもですね、一隅舎おかしいんじゃないですか、電話が入っているんですよ。そういった中で、そういう状況の中でお聞きしているんですよ。ですから、NPO法の促進法にのらない、のっとらないで、あと一隅舎の定款にのっとらないで、一隅舎の定款では、1年に1回は総会をすることになっていますよね。3年間やっていないんですから。これで税務署とか県に出した書類というのは本当の書類なんですかということをお聞きしているんですよ。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） いろいろ言う方もいるかもしれませんが。それは一方的なお考えでしょう。やるべきことはやっているというふうに認識しています。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 公の場で私もお話ししているわけですから、私の発言が町長の名誉を傷つけたということであれば、それなりの、何ていいますかね、覚悟はあります。そういった中でお聞きしますけれども、総会で報酬も決めないで町長も報酬いただいていたね。

。これが許されるのですかと聞いているんです。これは当たり前のことですよ。世の中で当たり前のことですよ。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 一般論として申し上げます。報酬というのはですね、役員報酬もあれば、それから労働の対価としてもらう報酬も当然これあります。私は一隅舎で働いていました。それが事実でございます。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 一隅舎のですね、事業報告これ見せていただきましたけれども。平成21



年度というのには報酬というのはありませんでした。多分、町長がくれよんで働いていたのでしょう。ただ、町長はご存じだと思うのですけれども、会計をお願いしている

。ここで会計処理というか、申告をお願いしているんですよね。税務処理を。この資料を見ると、町長は給与をいただいている実態ってないんですよ。ただ、平成22年度は報酬あります。、これって一隅舎のどこで決定された、組織決定された決議なんですか。いただいていること、いいのですか。私はこれは だと思えますよ。組織を通していなければ。もしですよ、平成21年度に報酬ではなくて給料で給料に隠れていて受け取った、これは ですけどもね、報酬で上げていなくて、働いた実態もなくて取ったら ですよ。平成22年度は報酬が出ています。。だから、取るの悪いと言っていないんですよ、いただくの悪いと言っていないんですけども、どこで組織決定されたんですかということをお聞きしているんですよ。これ大事なものですよ。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そういうことについてここで答弁する必要がないと私は思っております。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 私も、あの町長が今まで活動してきた部分についてですね、余り立ち入った話はしたくありませんけれどもね、ただ、町長が協働のまちづくりということを標榜してですよ、町民の皆さんと一緒にやりましょう、町も一緒にやりましょうと言っていた中でですね、組織決定もしないで報酬をいただいて、これ申しわけないですけども、。これは事実だと思えますけれども、いいです、答えはいただきませんので。

次に進めさせていただきたいと思います。3年間も総会をしていないということに対してはね、私勤めていませんからと言うのであれば、町長、理事として実態を調べればいいわけですから、後で教えてください。私に、はい。

その次。町長、県に行って事業報告見てもらえばいいからと言うんだけれども、5月24日に修正申告しているんですけどもね、平成21年度のやつ。200万円申告漏れしてね。これ申告漏れで申告したごったら平成21年度の直したやつを、県の環境生活部共同参画社会推進課に改めてまた報告し直ししなくてはならないと思うんですけども。もうこれやられたんでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 会計のことは以前より会計士にお任せしております。報告をしたかどうか

かは、私は承知しておりません。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 会計はお任せしていると思いますけれども、県への提出はNPO法人一隅舎がするものです。これは会計ではありません。ぜひ代表に確認をしていただきたいというふうに思います。

次に行きます。町でですね、緊急雇用創出事業に取り組んでいるわけですが、決算書の説明書にも、平成23年度の決算書ですけれども、介護プログラムの中で一隅舎にもお願いしているというふうに思います。私もそんなにそんなに勉強しているわけではないのだけれども、地方公共団体、結局その地方自治法の中でですね。国から来るお金ですけれどもね、町長を、役場を経由してその一隅舎に行くということは、その禁じられている取引に入るのかどうか。要するに、自己取引の禁止の部分または双方代理の禁止という部分の中でですね、この自治法に触れないものかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（一條 光君） 企業立地推進室長。

○企業立地推進室長（今野伸悦君） 企業立地推進室長、お答えします。

議員がおっしゃっている一隅舎との契約につきましては平成23年度緊急雇用ということで、委託契約を結んでおります。一応その内容につきましては介護プログラム事業ということで、ホームヘルパー2級の取得を目指すとか、そういったことで雇用の創出ということで事業をやっております。議員がおっしゃっている自治法に抵触するかどうかということですが、自治法上で兼業の禁止がございますけれども、まずもって3つほどございます。1つはまず、請負をするものが個人になっているかどうか。あとはその個人を支配しているか。実質支配ということなんですけれども。3つ目は主として同一の請負する企業の無限責任者、取締役、執行役員、監査役とそういった形の役員になっているかどうかということが兼業の禁止の事項でございます。その他主としてということで、請け負った事業主の方の一応事業全体の事業費ですけれども、それが半分以上。それを超えていたら兼業禁止に該当するというような、一応、自治法での規定になっております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 町長、平成23年度でくれよんでですね、くれよんというよりも、その成果表を見ると一隅舎になっているのですけれども、介護プログラムのことでお願いしていると。平成24年度はどのようなのですか。そのまま事業発足して介護プログラムやっているのかどうか、お伺いしたいんですけれども。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そのことについては承知をしていません。来年度かどうかということは、私は……。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 済みません。聞き方が悪かったです。平成24年度も取り組んでいますかということですか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 現在ですか。はい、失礼しました。現在も取り組んでおると聞いております。

○9番（工藤清悦君） 内容をお願いします。

○議長（一條 光君） 企業立地推進室長。

○企業立地推進室長（今野伸悦君） 企業立地推進室長、お答えします。

内容につきましては平成23年度と同じ内容で、介護プログラムでの雇用創出の関係で事業をやっております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 金額を教えてくださいよろしいですか。

○議長（一條 光君） 企業立地推進室長。

○企業立地推進室長（今野伸悦君） 企業立地推進室長、お答えいたします。

4月に契約いたしまして、契約額が261万3,000円でございます。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） ありがとうございます。企業立地推進室長も私と町長のやりとりを聞いていたと思うんですけども、いいですか。3年も総会を開かないで、正しくない税務申告をやって、県にも正しくない事業報告書をやって、そういうところに介護プログラムの事業を任せられるのですか。確かに腕はいいかもしれないですよ。ハートとかね。これ委託するときに直近の総会資料とか、財務諸表とか、理事会でこういう事業を町から受けますよというような、組織決定したやつというようなのはとらないのですか。

○議長（一條 光君） 企業立地推進室長。

○企業立地推進室長（今野伸悦君） 企業立地推進室長、お答えします。

緊急雇用につきましては、震災の関係で雇用の創出とかそういった働く人の場を提供するという大前提がございます。あとは申し込みに当たって、一応添付書類をつけていただきますけ

れども、まずもって誰を雇うか、今回の介護プログラムですのでそういった形で、資格取得を目指す人ということでまずもって、ハローワークへの求人の申し込み、それに基づいての採用の決定の通知書、失業した方の証明書などのそういった形だけの確認になりますので、議員がおっしゃっているように3年前の3年間の事業所得者の事業とかそういったことについては確認はしておりません。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 確かに町長あのお話を聞きますとですね、手続上の問題はなかったというふうに思います。ただ、町民の目から見て、または議員の皆さんから見て、そういう活動をしているところに事業を委託するということは、私は理解できません。今後これは一般の経済活動をしているのと別なんでしょうけれども、やはりそういうものを未然に防ぐため、またはそうすることによって、NPO法人そのものが自浄機能を持つてくると思うのですよ。自分たちはこうしなきゃいけないのだっていう。間違っってはだめなんだっていう。そういうことが、ただ契約を結ぶということだけではなくてですね、あなたのところの活動はどうなっているのやと。書類持ってきてもらう中で、ああここが足りないから、これはやっておいたほうがいいのか。そういうことをすればもっといい事業になるのではないですか。お互いにいろんな情報交換をするためにも、今後そういう事業があったときに提出させるべきだというふうに思いますけれども、町長、どうのお考えでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 緊急雇用についてはこれは国の事業でございますから、当然国の事業の中で提出すべき書類というものがあるわけです。そういったものを提出していただくと。それ以上のものはこれは、相手がNPOであろうと、企業であろうと課題が、要求をするということが果たしていいかどうかというのは私は疑問に思います。なお今NPOの育成に取り組んでおりますから、さまざまな形でのNPOが誕生し、そして活動支援に当たっては、まちづくり推進課が窓口になって、あるいは関係する課がサポート役に回ってですね、これは育てていくというような取り組みを今後ともしてまいりたいと考えております。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） まああの異常ですよ。任意団体でもこんなことやっていませんよ。ましてや法的に認証された団体ですよ。町長、通告ないから答えられないと申しわけないですけどもね。今、町長理事職ですよ。代表移って。理事ということは、正会員なわけですよ。正会員が社員になっているわけですよ。普通だったらこういうことあったら、正会員から一隅

舎から除名ですよ。除名。会員としては。役員としては解任ですよ。

もう一つ、ですよ。よくもこういう3年間、理事の方々12人いるのでしょ。町長まぜて。あと2人の監査、監事さんもいるはずですよ。こういう人たちを何で黙っていたのですかね。私、町長に聞くのは酷だと思うのですけれどもね、当人でないですから。これ理事さん方無限責任者ですから、全て同等の責任があるわけですよ。これNPO法人でご存じだと思うんですけども、ただ組織上代表になっているだけですから。責任は皆同じですから。

やはりですね、一番最初に言ったのですけれども、ここにいる課長さんたちがそれぞれのセクションの中でこれからさまざまな形で町民とかかわるわけですよ。そして思いある方々はNPO法人つくって、そしてかかわるわけですよ。ましてや、うちに帰れば地元の方々とさまざまな活動をやっているわけですよ。そういうことをやりましょと、町長が今まで言ってきたのでしょ。その背景の中でこういうことをやっているのですよ。それで町民に申し開きできると思いませんか。修正申告もですよ。あのようやくことしの5月16日に指摘されて、ほんで、これは大変だということで5月24日に修正申告しているのですよ。何で修正申告……はい。

〔11番 佐藤善一君 発言の申し出〕

○議長（一條 光君） 11番。

○11番（佐藤善一君） 工藤議員の一般質問は、タイトルとはまるっきり関係ないとはいえ、大分ね、45分も経過しているわけで。100条調査権並みの内容でありますから、本来の軌道に修正をして、あるいは別の機会にですね、改めて質問いただきたいと思ひます。

○議長（一條 光君） 議長職として申し上げます。このことは町長のスローガンの大きな一つでありますし、ましてや一連の質問、答弁を伺っていますと、これは介護事業に関してでありまして、介護事業といいますのは国保連合会を通じて100%町に請求が来るわけですから、これは関係ありますので。町長におかれましては変な疑念を持たれないように、できるだけ答弁をしていただければというふうに思ひます。続けます。

○9番（工藤清悦君） ありがとうございます。佐藤議員の忠告も胸に秘めながら質問させていただきます。

町長、町長にいつも私お会いしてお話するのは、町長のこれからの方向、要するに施策ですよ。間違っていないよ。って、いつも私町長と会うと言ひますよ。うんと首振らないのですかね。私いつも言ひますよ。三極自立以外ですよ。そういった中で、やはりですね、この3つの理念を柱に審判を受けたわけですよ。それで多くの方々に信頼されて町長にな

られたわけですよ。それがですね、本当にこういうこと私言うのは本当につらいことなのです。実際は。ただ、協働のまちづくりを標榜する町長がですね、こういうことでは議会との信頼関係、町民との信頼関係なかったらいろんないいこと言っても口寂しくなるだけです。空虚なんです。何もなくなるわけですよ。ですから、あえて今佐藤議員に注意を受けたのですけれども、あえて言わせていただきました。これは町長の名誉のためでもありますけれども、加美町のこれから全体のことですから、大事なことだと思います。

町長はですね、私あの以前に質問をさせていただいたときにですね、庁舎の問題で平成23年の12月定例会でお話をさせていただきました。そのとき町長は選挙に出るとき無垢で庁舎をつくりたいと、西田に。選挙公約までやられて当選されました。そのとき、町長に私こう質問しています。「新庁舎を無垢材で建設することは、今まで事例がなかったということを述べているが、実現の可能性は」。今まで無垢でやったとこねえんだがら、いいもんでがすと町長言ったわけですよ。そのときの答えがこうです。「原理、原則と手法は違う」と言われました。町長が進めるNPOを、または町民の方々と協働で進めるということと、手法つまり

、報酬をいただく、それも組織決定していないでいただく。私、まさにそれだと思いましたね。大変行き過ぎな質問だと思いますけれども、この現状を踏まえたらこの言葉しか出てきませんよ。私からすれば。町長はですね、皆さんに言っていますよね、善意と資源とお金が循環するまちづくり。いい言葉だなと最初思いました。これ善意というのは人の善意を無にしてですよ、人の人的資源をいただいて、自分さえお金が回ればいいという話じゃないですか。今までのこのやり方というのは。これでは町民との信頼関係、議会との信頼関係または町長の手足、頭脳になっていただくここにお座りの課長さん、多くの職員の方、信頼関係生まれませんよ。

これまでのことはこれまでのこととございますけれども、一つですね、まだ申告に当たっては5年間修正申告できます。実際はね。あと今まで全く総会をしていなかったことに関してですね、きっちり精算なされて新たな気持ちで、協働のまちづくりというものをですね、提案していただきたいと思います。これでは町民との信頼関係、または平成23年8月に審判を受けたものが水泡になりますよ。もう一つ大変失礼な言い方、物言いしますけれども、これ町長受けた報酬というのはきっちり申告なされているのですよね。お願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） お聞きしております、大分事実と異なることが多いというふうに感じております。NPO立ち上げに当たって、私も私の思い、かなりの時間もお金も善意も、思い

もつぎ込んで立ち上げたつもりでおります。もちろん私自身いただいている、これは給与でありますけれども、税務上はですね、まあ報酬という形であらわれてくるわけでございますけれども、当然これは申告をしているわけでございますので、何らやましいところはございません。

○議長（一條 光君） 町長に申し上げます。異なる部分があれば、反論をするなり、別な意見を言うなり、事実をおっしゃるなりして結構です。時間が足りないのであれば延長いたします。いかがですか。町長。

○町長（猪股洋文君） はい。何度も申し上げますように、ここで詳しいことについて、個人的なことについてお話しする必要はないと思っております。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 町長、勘違いされていますね。町長、公人ですよ。公の方。9,000票の票をいただいた方ですよ。個人的なこととか、昔のこととかなんて話はないのですよ。そうじゃありませんか。私はそう思います。

まあ、あの町長にとってはですね、耳の痛いことだったかもしれないのですけれども、我々議会から見ればですね、町長のこれからのまちづくりに耳を傾け、または、こうやったごつたらもうとうまくいぐんでねえべがということでこの場で議論させていただいています。そういった中で確かに私がこの一般質問の中で、こういうことを取り上げてやるということは確かに議会の一般質問として不適切かもしれない。ただ、理事さん方の思い、正会員、賛助会員、この人たちの思いというものをですね、やはりお茶飲み話で代弁するわけにはいかないのですよ。実際。きちっとした場で町民にお話をいただかないと、信頼関係生まれませんよ。あえてそうさせていただきました。申しわけないですけれども。そういった中でですね、町長、きちんと申告していますということです。まあこれ情報公開でも何でも開示できない部分でありますから、もし皆さんに何も見せつこないわけですから、写し、こそっとでいいですから見せてください。私だけでいいですから。私、口かたいですから。まあ、飲めば口やわくなんですけれども、これ町長の名誉のためですからね。名誉のため。これ別などっから追及されたら大変なことになりますよ。お願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 何で私がこそっと工藤議員に見せなくちゃならないのか、全く理解できません。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） あと6分しかないのですけれども、町長、私ですね、何も町長に憎ま

れながらここに思い余って話すことも何もないのですけれども、実際やっぱり今まで言うとおろ、町長と町民の信頼関係がなかったら町政っていかないんですよ。もう一回申し上げますけれども、この幹部の方々、職員も信頼関係だと思うのですよ。ぜひですね、信頼関係を築きながらこれからのまちづくりに頑張っていただきたいというふうに思いました。そういう思いで質問させていただきました。

あの、そんなこと言われっことねえって言うげっとも、何を根拠にと町長言いますけれどもね、さっきお話したでしょう。町長ご存じだと思うんですけどもね。そこが会計処理やっています。ただ、その会計処理というのは通帳と領収書を突合してやっていることではなくて、こうですよとやっているわけですよ。本来は事務の方々がまとめて、どこでもそうだと思うんですけどもね。あと監査を受けて法的なところに皆やっているわけですよ。それが3年間も滞っていたということはどうなのですかということなのですよ。それに対して町長は、そうでなかったとか、ああ、こういうことだったということ、ただ忙しいんだごったら、じゃ、行政としてお手伝いできる方策はないのですかということまでお話ししているんですよ。これからのために。これからつくる人たちのためにね。

ただ、これだけ言って終わらせていただきますけれども、事実かどうかだけ確認させていただきます。理事会が11月29日6時から、くれよんでありました。そこで第2回の総会の資料が出された。これ第2回というのですけれども、本来の第2回というのは平成22年度の総会を第2回というのですよね。ですから、書き間違いだと思うのですけれども、平成23年度総会は本当は第3回なのですよね。出席者14名、出席者というのは理事と監事さんだと思います。しかし、これは実態のない総会だったそうであります。

もう一つ、臨時会総会を開きました。平成24年4月24日。これ借入金とかやったそうなのですけれども、これも事実でないですよ。やはりその信頼関係を築くためにも今後きっちりした情報公開、並びに一隅舎並びにくれよんの運営をしていただきたい。こんなにすばらしい理念を上げて、おじいちゃん、おばあちゃんたち、すんごく喜んでいるんですよ。お世話になって。そういう方々にも報いるためにも、最後に一言。これからの何ていいですかね、今まで答えたやつは私が全部うそで違うよというのであればそれでいいですし、改善をしていくということであれば承りたいと思います。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 恐らく私、実績的には名前としては理事として残っておりますけれども、実績に経営に携わっているわけではありませんので、当然これは改善をしてまいらるんだらうな



と思っています。どの組織であっても、初めから完全に何事も完全にきちっとできるとは限らない。特にNPOについてはそういう傾向にあるだろうと思っています。ですから町といたしましてもですね、これからNPOを立ち上げて地域の課題に取り組む方々に対してきちっとした研修、そしてサポートをしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（一條 光君） 工藤清悦君。

○9番（工藤清悦君） 町長、これほど私お話ししているのに、まだご理解されていないようです。私、理事やってつけっとも、その運営に携わっていない、経営に携わっていないと言いますが、理事というのは無限責任者なのです。責任あるわけですよ。ですから、組織として何かをやる時には必ず、理事会決定、総会決定をしなければならぬわけですよ。それを今まで3年間もやってこなかったと言っているでしょう。幾ら公務が忙しいっどがなんどがって言っても把握する、または委任状を出す、この行為がNPO法人をやる方々の当たり前のことなのです。町長もNPO促進法勉強なさったと思うのですが、ただ今回はちょっと身内のこともあるということでお話しできないのでしょうか、ひとつ今後町民との協働ということの中で、町民との信頼関係、または職員との信頼関係、または議会との信頼関係を築いていただきますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。以上です。ありがとうございます。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして9番工藤清悦君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。